

議案参考資料

[令和7年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第103号 一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

国に準じて、給与改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

- 給料表の給料月額を平均3.3%引き上げます。
- 自動車等使用者に対する通勤手当を、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分において、200円から7,100円までの幅で引き上げます。

[令和7年4月1日から適用]

- 期末手当を0.025月、勤勉手当を0.025月、合わせて0.05月引き上げます。(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.6月⇒4.65月)

なお、再任用職員については、期末手当を0.025月、勤勉手当を0.025月、合わせて0.05月引き上げます。(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数2.4月⇒2.45月)

[令和7年12月1日から適用]

(施行期日：公布の日)

背景・経過

国においては、令和7年8月7日に人事院勧告が行われ、同年11月11日に人事院勧告どおり改定を行うとする閣議決定がなされました。今後これを実施する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が第219回国会(臨時会)に提出される見通しです。